

軽自動車税（種別割）



納める人

4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者



納める額

軽自動車等の種類、用途、総排気量などによって税率が異なり、標準税率は次のとおりです。

種 別			標準税率 (かっこ書きは旧税率※1)	
原動機付自転車 ※2	二輪のもので	総排気量50cc以下 定格出力0.6kW以下	2,000円	
	二輪のもので	総排気量50cc超90cc以下 定格出力0.6kW超0.8kW以下	2,000円	
	二輪のもので	総排気量90cc超125cc以下 定格出力0.8kW超1.0kW以下	2,400円	
	三輪以上のもので	総排気量20cc超50cc以下 定格出力0.25kW超0.6kW以下 <small>(総務省令で定めるものを除く)</small>	3,700円	
二輪の小型自動車			総排気量250cc超	6,000円
軽自動車	二 輪 (側車付を含む)		総排気量125cc超250cc以下	3,600円
	三 輪			3,900円 (3,100円)
	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	6,900円 (5,500円)
			自 家 用	10,800円 (7,200円)
		貨 物 用	営 業 用	3,800円 (3,000円)
自 家 用	5,000円 (4,000円)			
小型特殊自動車			条例で定める額	

- ※1 平成26年度までに最初の新規検査を受けた、三輪以上の軽自動車については、旧税率が適用されます。
- ※2 総務省令で定める原動機付自転車は、車室を備えず、かつ、輪距が0.5メートル以下の原動機付自転車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪の原動機付自転車をいいます。
令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律により、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」が定義されました。課税は令和6年度からで、税率は2,000円です。

●重課について

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車及び被牽引車は除く）について、標準税率に概ね20%加算した税額が課税されます。

●軽課について（令和5年度課税分）

令和4年度に最初の新規検査を受けた下表に該当する軽自動車は、令和5年度の軽自動車税が通常の税率より概ね25%、50%または75%軽減されます。

最初の新規検査年月日	軽課の対象車		適用税率※1	
令和4年4月1日	・電気自動車 ・天然ガス軽自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）		概ね75%軽減	
～	ガソリン車・ハイブリッド車 (平成30年排ガス基準50% 低減又は平成17年排出ガス 基準75%低減達成車)※2	営業用 乗用車	令和12年度燃費基準90%以上達成 ※3	概ね50%軽減
令和5年3月31日			令和12年度燃費基準70%以上達成 ※4	概ね25%軽減

- ※1 軽減の適用は、最初の新規検査の翌年度（令和5年度）のみです（その後は標準税率になります）。
- ※2 低排出ガスと燃費基準の2つを満たした車を軽減します。
- ※3 については令和7年度取得分まで、※4については令和6年度取得分までが対象となります。

●軽自動車税（環境性能割）について

軽自動車の取得には、軽自動車税（環境性能割）が課税されます。
税のしくみは、自動車税（環境性能割）とほぼ同様です（39ページ参照）。